~~~~~
世界日本人会／ニホンジンカイ・ドット・オーグ https://tinyurl.com/sekainihonjinkaiurl
nihonjinkai,org

サントス日本人会

ーーーーー

概要
・海外在住日本人による、日本・日本人・日本語・日本文化等に関する民間の非営利の組織
・世界の日本人会情報をまとめ、発信

Brasil
サンパウロ日本人会
Associação Japonesa de São Paulo
ブラジル日本人会
Associação Japonesa do Brasil

各既存団体との違い
ブンキョウ
ケンレン
エンキョウ
アリアンサ
ブラジル日本語センター
ブラジル商工会議所
日本国領事館

「ブラジル日本文化福祉協会（文協）」や「ブラジル日本都道府県人会連合会（県連）」が中心となり、日本文化の継承、福祉、コミュニティの相互扶助を行っています。最大規模の「日本祭り」開催や移民史料館の運営など、約200万人と言われる
日系団体
ブラジル日本文化福祉協会 (文協 / Bunkyo): サンパウロに本部を置き、日本文化の普及、日本移民史料館の運営、文協ビルの管理を行う中枢組織。
ブラジル日本都道府県人会連合会 (県連 / Kenren): 各県人会を統括し、世界最大級の日本祭り「フェスティバル・ド・ジャポン」を主催する。
サンパウロ日伯援護協会 (援協 / Enkyo): 日系社会の医療・福祉（病院運営や老人ホームなど）を担う。
ブラジル日本商工会議所: 日本とブラジルの経済交流やビジネス支援

ブラジル連邦共和国基礎データ

主要日系団体

（1）ブラジル日本文化福祉協会
　在ブラジル日系人の代表機関であり、また、地方の日系人会や各文化団体を結束する中央日本人会的存在でもある。通称「文協」。日系人の生活、文化の向上のため、啓発活動のほか、美術、生け花、音楽等の文化事業、日系子弟の奨学・育英事業、図書館の運営等を行っている。
　また、日系社会代表機関として、1998年の日本移民90年祭、2008年の100年祭、2018年の110年祭など、日系社会全体で行う事業の中心的役割を担ってきた。東洋人街にある9階建ての本部建物の7・8・9階にある移民史料館では日本人移住者の姿を伝える貴重な史料が展示され、移住者の歴史を一目で見ることが出来る。1200席を
~~~~~

備える大講堂もあり、展示室は年中各種催しで賑わっている。また同協会は市内イビラプエラ公園の一画にある日本館（日本庭園、錦鯉の泳ぐ池、美術品の展示室がある）を管理しており、一般市民に日本文化の一端を伝えている。
　地方の日系人はそれぞれ日系人団体を組織しており、地域日系社会の代表機関の役割を果しているほか、日本語学校の経営、野球、陸上競技、ゲートボールなどのスポーツ大会、踊り、カラオケなど、地域を挙げて行事を催し会員相互の親睦につとめている。

（2）サンパウロ日伯援護協会
　当地日系社会を代表する医療・福祉団体で多方面に活動を展開している。通称「援協」。医療面では総合病院「日伯友好病院」、日伯友好病院医療診断センター、サンミゲルアルカンジョ病院、イタペチニンガ病院の医療機関を運営、また地方への巡回診療を実施している。福祉面では日伯福祉援護協会として、福祉相談、生活援護、老人ホーム（高齢者施設3、特養ホーム1）の運営などを行っている。
「日伯友好病院」は、1988年6月に移住80周年記念事業として現地での募金や日本政府、民間の資金援助で完成した。地下1階～地上6階、病床数240の近代的な病院で、日系人のみならず一般市民を対象に、日本製などの最先端医療機器を導入して高度な医療サービスを提供している。
　さらに2009年3月、同協会は創立50周年を記念して、援協福祉センター（地下2階～地上5階）を完工、本部事務局、日伯友好病院医療診断センター（各科、人間ドック、歯科）の他、福祉部では高齢者デイサービスを行っている。

（3）ブラジル日本都道府県人会連合会
　在ブラジルの各県出身者は、県人間の相互扶助、親睦を目的にそれぞれ県人会を組織して、本邦の都道府県と密接な関係を保ちつつ、留学生の送出、日本からの使節等の受入れ、姉妹都市の提携に伴う文化交流などの活動を行っている。通称「県連」。これらの在ブラジル都道府県人会の連合機関として組織されたのがブラジル日本都道府県人会連合会である。同連合会は、各県人会の相互の連絡、支援をはじめ、世界最大級の日本文化イベントである「フェスティバル・ド・ジャポン（日本祭り）」の開催、開拓先没者慰霊碑の管理、移民のふるさと巡りを行っている。

（4）日伯文化連盟
　日伯両国の文化交流の促進を目的として1956年に設立された非営利団体。通称「アリアンサ」。南米最大の日本語教育機関として、国際交流基金と連携した日本語講座（まるごと）を開講。外国人対象のポルトガル語講座や翻訳入門講座などの特別コースのほか、生け花や折り紙、切り紙、書道、マンガなどの文化教室も提供している。

（5）ブラジル日本商工会議所
　1940年に設立され、進出日本企業を中心に、地場の日系企業、非日系企業を合わせてブラジル全土で300社が会員となっている（2023年10月時点）。日伯関係強化、ブラジルのビジネス環境改善等を目的として活動しており、ブラジルにおける代表的な日系経済団体である。

各国の日本人会
ブラジル
　サンパウロ
　サントス

日本人会一般情報
Wikipedia https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E4%BC%9A

機能
　一部会員制　会員向けサービス
　非会員向けサービス　世界への日本文化の紹介など
　一般
　　会員制度　個人　法人

会員特典　会員サイト　会員アプリ
医療サービス
現地情報
大使館・領事館・商工会議所等リンク
商工会議所的機能　ない場合
ソーシャルメディア運営
日本人学校情報
同好会活動　スポーツなど
日本人墓地
掲示板
慰霊
生活支援
会報誌
語学支援

想定される活動
在外日本人の交流・親睦を目的
認可
会員相互の親睦向上
文化活動についての議論と参加の場の提供
影響のある社会、文化、経済事情についての助言や経験の交換
親善、並びに経済文化交流の進展
教育支援

各地の日本人会（Nihonjin-kai）

・国ごと、都市ごとに日本人会があるため、ここではいったん、国別に分けた。一国に2つ以上ある場合(例：フィリピン：マニラ・セブ)はそれぞれを記載する。各地の日本人会の活動実態などは徐々にインタビューしていきたい。

シンガポール　https://www.jas.org.sg https://www.jas.org.sg/contact @jassingapore|https://facebook.com/TheJapaneseAssociationSingapore　6591-8136 / 6591-8137
タイ　https://www.jat.or.th/jp info@jat.or.th　https://www.jat.or.th/jp/contact.php
フィリピン　マニラ
https://jami.ph jami@jami.ph
セブ　https://www.ja-cebu.com https://www.ja-cebu.com/contact-us/ info.ja.cebu@gmail.com TEL: 032-343-8066 FAX: 032-343-7663
マレーシア　クアラルンプール　https://www.jckl.org.my +60322742274
https://www.jckl.org.my/contact_us#enquiry
ジョーホール https://www.japanclub.org.my　japanclubjb@japanclub.org.my
ペナン https://www.pja.org.my jimukyoku@pja.org.my
ミャンマー　ヤンゴン　https://yja-myanmar.org https://yja-myanmar.org/contact/
台湾　https://www.japan.org.tw/home.html https://www.facebook.com/share/1AEVwYJBqX/
チェコ https://cznihonjinkai.com nihonjinkai@gmail.com 電話：+420 224 216 032
オーストラリア　シドニー https://www.jssi.org.au jss@jssi.org.au
カンタベリー https://jsc.org.nz info@jsc.org.nz
オークランド https://jsa.org.nz https://new.jsa.org.nz/contact/
イギリス　https://japanassociation.org.uk
https://www.japanassociation.org.uk/%E3%81%8A%E5%95%8F%E3%81%84%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A0/
オーストリア　https://nihonjinkai.at jg@nihonjinkai.at
ドイツ

ミュンヘン https://japanclub-munich.de info@japanclub-munich.de
香港　http://www.hkjapaneseclub.org/sendemail/member.html
インド
デリー https://delhinihonjinkai.in/contact
ムンバイ　http://mumbai-japan.in/info1.php
チェンナイ　https://chennai-nihonjinkai.com
https://www.chennai-nihonjinkai.com/%E5%95%8F%E5%90%88%E3%81%9B-%E6%84%8F%E8%A6%8B-%E6%83%85%E5%A0%B1%E6%8F%90%E4%BE%9B/
バンガロール
https://www.bangalore-nihonjinkai.com/%E3%81%8A%E5%95%8F%E5%90%88%E3%81%9B/
アメリカ
ボストン https://jagb.org/ info@jagb.org
ヒューストン https://jagh.org jagh.mail@gmail.com

(編集途中　10/8)
海外日系人協会
https://jadesas.or.jp/jp

ーーー
※サンパウロ日本人会、ブラジル日本人会
サンパウロ～ブラジルには「日本人会」という名前の日本人コミュニティはありません。世界日本人会の主宰者はサンパウロ在住なので、サンパウロ日本人会的機能を、世界日本人会で代行します。(2025年～)
(歴史的経緯などからブラジル日本文化福祉協会bunkyo.org.br がブラジル日本人会的な役割を果たしているのだとは思います。サンパウロ日本人会(仮)も協会の会員になり、今後日本人会の名を冠した活動を続けつつ、連携をしていきたいと思います。)

The Japanese Association, São Paulo

Associação Japonesa, São Paulo

(
日本人関連組織 from 在サンパウロ領事館
https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/lista_jp.html

ブラジル日本文化福祉協会
Sociedade Brasileira de Cultura Japonesa e de Assistência Social
住所: Rua São Joaquim, 381- Liberdade - São Paulo - SP
CEP 01508-001
電話番号: (11) 3208-1755
サイト: www.bunkyo.org.br/ja-JP/（含：移民史料館及び日本館等）

サンパウロ日伯援護協会
Beneficência Nipo-Brasileira de São Paulo
住所: Rua Fagundes,121 - São Paulo - SP
CEP 01508-030
電話番号: (11) 3274-6555
サイト: jp.enkyo.org.br/（含：日伯友好病院等）

ブラジル日本都道府県人会連合会
Federação das Associações de Províncias do Japão no Brasil
住所: Rua São Joaquim, 381 – 5 andar – Sala 51/52 - São Paulo - SP
CEP 01508-001
電話番号: (11) 3277-8569
サイト: www.kenren.org.br/ja/（含：各県人会）

日伯文化連盟
Aliança Cultural Brasil Japão
住所: Rua Vergueiro, 727 - 7 andar - São Paulo - SP
CEP 01504-001
電話番号: (11) 3209-9998
サイト: aliancacultural.org.br/?lang=ja

サンパウロ人文科学研究所
Centro de Estudos Nipo-Brasileiros
住所: Rua São Joaquim, 381- 3 andar - sala 38 - Liberdade - São Paulo - SP
CEP 01508-001
電話番号: (11) 3277-8616
サイト: www.cenb.org.br

ブラジル日本語センター
Centro Brasileiro de Língua Japonesa
住所: Rua Manoel Paiva, 45 - Vila Mariana - São Paulo - SP
CEP 04106-020
電話番号: (11) 5579-6513
サイト: https://cblj.org.br/ja/

サンタクルス病院
Hospital Santa Cruz
住所: Rua Santa Cruz, 398 - Vila Mariana - São Paulo - SP
CEP 04122-000
電話番号: (11) 5080-2000
サイト: www.hospitalsantacruz.com.br

ーー
文協サイトから
https://bunkyo.org.br/jp/%E6%96%87%E5%8D%94%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E5%9B%A3%E4%BD%93/

）

世界日本人会～日本名称に「世界」を付けた根拠
　各地の会を統合する意味を持たせている。
　例
　　世界・赤門会　東京大学同窓会の海外展開の例
　　世界・俳句協会（World Haiku Association、WHAC）https://worldhaiku.net
　　世界・茶会 https://chakai.jp

「にほんじんかい」？　「にっぽんじんかい」？
議論が別れるところかもしれないが、今の会はすでにあったWikipediaなどにならって、「にほんじんかい」と発音することにした、

銀行やお札などは「にっぽんぎんこう」「にっぽんぎんこうけん」と発音される。NHKは「にっぽん Ｎ　ほうそう Ｈ　きょうかい Ｋ　」の略である。
その他は「にほん」が多い。憲法「にほんこくけんぽう」、列島「にほんれっとう」、刀「にほんとう」、髪「にほんがみ」等

発音の例
「にほんじんかい」派
「にっぽんじんかい」派
　Web検索でも「にっぽんじんかい」派は少数と思われる。

AIによる説明(Gemini)

「日本」の読み方は「にほん」と「にっぽん」のどちらも正しく、正式な統一はされていません。一般的には「にほん」が広く使われますが、*NHK*は国号としては「にっぽん」、その他は言葉に応じて使い分けるとしています。国際的なスポーツ大会では力強さを込めて「にっぽん」が使われることが多いですが、若い世代では「にほん」が優勢になる傾向があります。

・「にほん」と「にっぽん」が存在する理由

地域による違い*:* 江戸では「にほん」、大阪では「にっぽん」と地域で読み方が異なり、それが現代にも引き継がれています。
ニュアンスの違い*:* 「にっぽん」は力強い響きがあり、一方「にほん」は柔らかい響きがあります。

・現在の状況

政府の立場*:* 昭和*9*年（*1934*年）に文部省の臨時国語調査会が「ニッポン」に統一する決議をしましたが、政府での採択がなく、正式な決定には至っていません。平成*21*年（*2009*年）には、国会で「どちらか一方に統一する必要はない」という答弁がされています。
*NHK*の基準*:* 正式な国号（国の名前）として「日本」を言う場合は「ニッポン」、それ以外は言葉に応じて「ニホン」と言ってもよい、という基準を設けています。
世の中の傾向*:* 近年の調査では「にほん」が多数派であり、若い人ほど「にほん」を使う傾向があります。
固有名詞*:* 日本酒を「にほんしゅ」、日本橋を「にほんばし（東京）」や「にっぽんばし（大阪）」と、単語によって読み方が固定されているものもあります。

・使い分けのポイント

公式な場面: スポーツ応援などで力強さを表現したいときは「にっぽん」が好まれます。
一般的な場面: 日常会話や多くの文書では「にほん」が広く使われています。
^^^^^

https://docs.google.com/document/d/e/2PACX-1vQBsZUPiB9rB0UDz8-KmpD4zqsMBLdmBmswBSwdxTiOW5fNandWnVTinrrY8rwVIlySHEirwgs7a9L8/pub
https://docs.google.com/document/d/1WSFDKp0JzOl2JFTe0dTjp8DcdOHT8OrfXS4QIkrm7P8/preview
[edit]

相続税　海外　10年ルール

https://www.facebook.com/share/p/1FhffbSsBg/

相続の10年ルールとは
もし海外在住者が亡くなったばあい、日本にある財産はもちろん相続税の課税対象になるのですが、亡くなる10年前のどこかで日本に住所があった場合、海外にある財産も日本の相続税の課税対象になる、ということです。

ちなみにこれは海外在住者の日本在住の両親が亡くなった時の話ではなく、海外在住者本人が亡くなった場合にその配偶者や子供たちが財産を相続する時の話です。

意外と知らない人が多いようなので、ここで簡単な解説を。

さて、まず一般的な相続税に関しての知識として「基礎控除額」というものがあり、亡くなった人の課税対象になった財産がその基礎控除額以下の場合、相続税はかかりません。

基礎控除額の計算はこちら（https://www.facebook.com/share/p/1KKfax4Wy7/?）の投稿のトピ主さんが書かれた通り

「日本円に換算して3000万円＋（600万円X 法定相続人の数）」

になります。つまり配偶者＋子供2人の場合は3000万＋600万X 3＝4800万円となります。

結構な金額ですよね！なので日本では実際に相続税を払うのは全体の10%ほどのケースしかありません。

ところがここ最近の円安や物価の上昇で、海外在住、特に日本よりも物価の高い欧米やオーストラリアなどに居住されている方の財産が日本円に換算すると結構な金額になってしまうということが起こっています。

特に私の住んでいるオーストラリアなどは、不動産価格のびっくりするくらいの上昇で、10年前の財産はこの基礎控除額以下だったのが、今では基礎控除額を余裕で上回るという事態が起こっています。

さて、もし日本にある財産と海外にある財産、合わせても基礎控除額以下の場合…心配ないです。子供達や配偶者は相続税の申告も納税もしなくて大丈夫です。

次に、日本と海外の財産が基礎控除額を超えている場合ですが、その時は亡くなった時点より10年以内に亡くなった方（被相続人）と子供や配偶者（相続人）の住所が日本にあったかどうかと、被相続人と相続人の国籍が鍵になります。

1. 相続人、被相続人とも10年以内に日本に住所がない場合

この場合は国籍に関わらず海外の相続財産は課税対象になりません。

国内の財産が

→基礎控除額以下なら相続税の申告はなし。

→基礎控除額以上なら申告する必要があり、納税も発生する可能性があります。

2. 被相続人が10年以内に日本に住所がある場合で

①日本国籍の場合、国内・海外両方の財産が課税対象。

両方合わせた財産が

→基礎控除額以下なら相続税の申告はなし。

→基礎控除額以上なら申告する必要があり、納税も発生する可能性があります。

②被相続人が死亡した時点で外国籍で、10年以内に日本に住所があったときにも外国籍だった場合

→相続人が日本国籍で、10年以内に日本に住所があった場合は国内・海外両方の財産が課税対象で基礎控除のルールは2.の①と同じ。

→相続人が日本国籍で10年以内に日本に住所がない場合、もしくは外国籍の場合は海外の相続財産は課税対象にならず。あとは1.と同じ。

③被相続人が死亡した時点では外国籍だが、10年以内に日本に住所があったときには日本国籍だった場合

この場合は相続人の過去10年の住所の有無や国籍に関わらず、2.の①と同じく国内・海外両方の財産が課税対象になります。

このルールは被相続人・相続人双方とも海外在住の場合の話です。どちらかが国内在住の場合は相続人が外国人として日本に一時居住している場合以外は国内・海外の財産ともに課税対象になります。

この解説はざっくりとした解説なので、詳しくは

No.4138 相続人が外国に居住しているとき｜国税庁

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4138.htm

こちらを読んでいただくか、個別の案件は専門家へ問い合わせると良いかと思います。

相続税の申告は日本人でも大変なので、残された家族（相続人）が日本語が堪能でない場合、相続税申告を行うのに大変苦労することになると思います。実際に税金を支払わなければならなくなるのも痛いですが、それよりも家族に苦労を背負わせることになるのを防ぐためにも、安易に日本で住民票を入れるのは避けたほうがいいと思われます。

ちょっとの医療費を節約するために住民票を入れて病院にかかったり歯医者に行ったりするのはいいけど、将来的に結局相続時に課税されて医療費以上の税金を持っていかれる＋家族が大変な苦労をするということが起こった場合を考えると、あまりメリットにはならないのではないかと思います。

とりあえずささっと書いたものなので、もしかしたら抜けているところがあるかもしれません。どなたか間違い等に気づかれた方はコメントお願いします。

【改正点】令和3年度税制改正（国際金融都市に向けた税制上の措置）

被相続人（贈与者） ＼ 相続人（受贈者・受遺者）			国内に住所あり		国内に住所なし		
				一時居住者	日本国籍あり		日本国籍なし
					10年以内に国内に住所有	10年以内に国内に住所無	
国内に住所あり							
	①外国人被相続人 外国人贈与人			国内財産のみ		国内財産のみ	国内財産のみ
国内に住所なし	日本国籍あり	10年以内に国内に住所有	国外財産・国内財産の両方に課税				
		10年以内に国内に住所無		国内財産のみ		国内財産のみ	国内財産のみ
	②日本国籍なし			国内財産のみ		国内財産のみ	国内財産のみ

改正①：改正前「相続・贈与の時に在留資格があり、前15年以内の国内居住期間の合計が10年以内」
改正後「在留資格のみ」（国内居住期間の制限はなし）

改正②：改正前の「非居住贈与者」…過去10年以内に居住したことがない or 出国前の居住期間要件 or 出国後の経過期間要件
改正後の「非居住贈与者」…過去10年以内に居住したことがない or 居住期間中の外国籍継続（非居住被相続人と同じ）